

確定申告出張相談を実施します！

芝税務署による「平成26年分の所得税の確定申告出張相談」を下記のとおり実施しますので、この機会をご利用ください。

2月 9日（月） 午後2時～午後4時

2月10日（火） 午前9時～正午

開発総合センター

【確定申告をしなければならない場合】

- ① 事業をしている場合
- ② 不動産収入のある場合
- ③ 土地や建物を売った場合
- ④ 2か所以上から給与をもらった場合

※ また、確定申告をする必要がない場合でも、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

【納税は期限内に】

確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月16日（月）です。納期限までに最寄りの郵便局や銀行で納税をお済ませください。

【振替納税制度のご利用を】

所得税の納税の方法に、振替納税の制度があります。振替納税は、郵便局や銀行に出向かなくても納税することができます。

お問合せは、村役場総務課企画財政係まで（☎8-2121）